平成２２年（フ）第４６６８号
大阪府枚方市北山１丁目23番44号
破産者　梶原　正一
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９２号
大阪市中央区道頓堀１丁目東４―13　グローバルハイツ305、開始決定時住所大阪市中央区高津１丁目３番９―802号
破産者　阿部　泰之
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１５号
大阪市此花区春日出北１丁目１番１―306号、開始決定時の住所大阪市此花区高見１丁目７番15―1910号
破産者　溝内くにこ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４８号
大阪府門真市垣内町15番６号
破産者　西條　行夫
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０１７号
大阪府守口市寺方錦通３―11―10―101、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮２丁目３番20号
破産者　髙橋商店こと　柳楽　久仁
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８８号
大阪府摂津市別府２丁目27番30号
破産者　手塚　　茂
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８４号
大阪府摂津市学園町２丁目２－６ナンノ20号館404号、開始決定時の住所大阪府枚方市春日元町２丁目15番９号
破産者　増田　明宏
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９４号
大阪府寝屋川市高宮２丁目20番33号
破産者　田井　達弥
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５６号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目６番30号ファミリア石井604号、開始決定時住所大阪府東大阪市西堤楠町３丁目２番８号
破産者　池田　　剛
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８６号
大阪市鶴見区鶴見４丁目３番５号　302
破産者　山本　尚幸
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８１号
神戸市東灘区向洋町中６丁目６番地　613号棟923号室
破産者　青山　　佳
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８７号
大阪市平野区背戸口３丁目７番５号
破産者　宮路　清和
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３０７号
大阪府箕面市小野原東２丁目９番25号
破産者　金子　司郎
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３４号
大阪府枚方市茄子作１丁目45番４―101号
破産者　満﨑　隆大
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７４号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目17番５号　ウィンディヒルズ帝塚山201号、住民票上の住所堺市北区北花田町２丁225番地　グランエクセル北花田315号
破産者　福原　清行
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０４号
大阪市北区中津３丁目29番35―502号
破産者　後藤　あい
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目２番15号ベル・アージュⅠ番館101号
破産者　砂川　清司
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３号
堺市南区晴美台３丁２番６―210号
破産者　唄　　啓治
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８７号
大阪府岸和田市土生町２丁目14番12―204号、開始決定時大阪府和泉市鶴山台１丁目27番１号
破産者　楠野　茂夫
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係